

議案第 79 号

ひたちなか市農業委員会委員の任命について

ひたちなか市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求め
る。

氏 名	生 年 月 日	住 所
黒澤 文博	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

令和 8 年 6 月 25 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 同意

(※個人情報保護のため、一部マスキングをしています。)

議案第 9 2 号

ひたちなか市農業委員会委員の任命について

ひたちなか市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求め
る。

氏 名	生 年 月 日	住 所
澤畑 光孝		

令和 8 年 6 月 2 5 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 同意

（※個人情報保護のため、一部マスキングをしています。）

議案第 9 6 号

ひたちなか市農業委員会委員の任命について

ひたちなか市農業委員会委員に次の者を任命したいので，農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき，議会の同意を求め
る。

氏 名	生 年 月 日	住 所
高倉 美佳		

令和 8 年 6 月 2 5 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 同意

（※個人情報保護のため，一部マスキングをしています。）

(参考法令)

農業委員会等に関する法律（抜粋）

(組織)

第4条 農業委員会は、委員をもって組織する。

2 (略)

(委員の任命)

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員の定数は、農業委員会の区域内の農業者の数、農地面積その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定める。

3 前項の定数の変更は、委員の任期満了の場合でなければ、行うことができない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

5 市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、次に掲げる者が委員の過半数を占めるようにしなければならない。ただし、その区域内における認定農業者(農業経営基盤強化促進法第13条第1項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。)が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

(1) 認定農業者である個人

(2) 認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人

6 前項に定めるもののほか、市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない。

7 市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

3 委員は、再任されることができる。

ひたちなか市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例（抜粋）

(農業委員会の委員の定数)

第2条 農業委員会の委員の定数は、19人以内とする。

ひたちなか市農業委員会の委員の選任に関する規則（抜粋）

(候補者の決定)

第9条 (略)

2 法第8条第6項に規定する農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者の人数は、1人とする。